

J R 四 国 労 組 ニ ュ ー ス

2024年8月26日（No.6／1）発行責任者／大谷 清 編集責任者／和田 庄平

総合労働協約改訂等 交渉スタート！！

全ての組合員の明るい未来を実現させるべく、
「ユニオンビジョン2023」の深度化に向け、要求趣旨を主張！

2024 年度の契約社員基本賃金改定

◎パートナー社員の基本賃金 **6,050** 円上積み！
事務職・駅勤務者・ワープ支店等・列車乗務員等のパートナー社員が対象！

◎サポーター社員の基本賃金 **40** 円上積み！
アテンダント・事務職等のパートナー社員が対象！

J R 四 国 労 組 は、8 月 8 日 に 申 し 入 れ た 申 第 1 号「総合労働協約改訂等について
の申し入れ」、申第2号「準組合員（エキスパート社員）の賃金引き上げ」、申第
3号「準組合員（契約社員）の賃金引き上げ」及び申第6号「『勤務制度等の一部
改正』に対する解明要求」について、本日1回目の団体交渉を行い、主旨を説明す
るとともに、一部について会社と議論を行った。

<組合からの申し入れ内容>

申第1号 総合労働協約改訂等について

別紙1 参照

<主な交渉内容>

組 合：J R 四 国 を 取 り 巻 く 経 営 環 境 は 人 口 減 少 ・ 少 子 高 齢 化 に 加 え、物 価 高 騰 が
続 く な ど 先 行 き 不 透 明 な 状 況 に あ る。今 夏 で は、南 海 ト ラ フ 臨 時 情 報 が 発
表 さ れ る 中 に お い て も、公 共 交 通 機 関 を 担 う J R 四 国 労 組 の 組 合 員 は 日 々
「安全・安定輸送」の完遂を行うとともに、災害級の酷暑においても、そ
れに屈することなく、社会インフラを支える「キーワーカー」として責任
感と使命感をもって全力で業務に取り組んできた。

J R 四国労組ニュース

2024年8月26日（No.6／2）発行責任者／大谷 清 編集責任者／和田 庄平

J R四国労組は「長期経営ビジョン2030」の達成に向け、労働組合の立場からも「ユニオンビジョン2023」を策定し、組合員にとって明るい将来展望を切り拓くべく取り組んできた。J R四国グループが将来にわたり社会的使命を果たし続けるために必須といえる、「組合員のモチベーションの維持・高揚」については、労働時間の短縮をはじめとする制度改革に向けた取り組みは必要不可欠であると考え、今回要求した各項目について、真摯な対応と議論を要請する。

※要求項目に関する主な発言

- ・ 55歳は、職責及び家庭での出費もピークとなる時期であり、55歳が近づく世代からは、早期に賃金水準の改善を求める声がある。一方で、若い世代からは、55歳の賃金水準に加えて、会社における自身のキャリアの不透明感と合わせて、不安の声が聞かれる。65歳や70歳への定年延長も検討する必要があるなか、高年齢層の賃金水準を含めて、人事・賃金制度の在り方を早急に検討する必要がある。昨年の協約交渉で中期経営計画の達成状況を見ながら「2025年度をターゲットとする」旨の回答があり、会社としても中期経営計画達成が射程内に入ったと記者会見で応えていたことからすれば、急ぎ議論を始めるべきであり、早急に時期や内容を示すことが必要。
- ・ 今回乗務員の労働時間短縮について提案を受けたが、それ以外の系統・職種からも求める声は高い。当社の労働時間はJ Rグループの中でも長い部類に属しており、労働時間の短縮化はもとより、困難な系統であっても「日勤+夜勤」セット勤務の解消や、フレックス制度等の柔軟な働き方の拡大を求める。
- ・ 責務に応じた各種手当の設定を求める。昨今では、ワンマン列車の運行形態多様化、駅等の地上設備の減少に伴い求められる業務も多様化・拡大している。工務系統においては、管理者が技能手当支給対象の仕事に取り組むも、職務手当の支給を受けているため、併給されないケースがあり、不満の声が聞かれる。また、駅の信号担当や本社等の企画業務においては、責任だけが増えているとの声もあり、それぞれにおいて、責務に応じた手当を設定し、各職種の魅力づけをされたい。
- ・ 昨今の物価高において、会社命令により異動、助勤、単身赴任を行っている組合員に対して負担が掛かっている。特急特認の要件緩和や帰省に対する代用証や補給金、扶養手当・単身赴任手当の増額、賃貸契約の途中解約に伴う違約金の補填等を求める。
- ・ 希望する職種や勤務地に配属されないことも離職の要因の一つと考察される。優秀な人財確保の観点から、エリア採用の導入や、職種の変更にチャレンジできる制度を導入されたい。
- ・ 女性組合員が増える中、設備面での改善はもとより、働き方の改善を行う必要

J R 四国労組ニュース

2024年8月26日（No.6／3）発行責任者／大谷 清 編集責任者／和田 庄平

がある。隔日交代が前提となる運転所の内勤者の働き方の改善や、グループ内副業を活用して多様な働き方の確保を検討すべきではないか。

- ・休職等の制度が整備されているなか、要員が逼迫していることなどから、取得がためられるケースがある。要員整備、業務の割り振り等休職の取得が行いやすい職場環境づくりを求める。
- ・本来社員が教育すべきところ、契約社員が負担を負いながら社員を教育しており、手当支給を行われたい。

会 社：コロナ禍以降経営状況は改善しつつも、楽観視できる状態ではなく、先行きは不透明な状態にある。一方で、ここ数年課題である「人材の定着」に向けて従業員が働き甲斐を持ち、いきいきと働くことのできる職場づくりは重要と考えている。特に発言にもあった人事・賃金制度については、スケジュール感について明示できないものの、高卒1期生の55歳到達タイミングについては意識しており、会社の体力、貴側の要求主旨を踏まえ、今後鋭意検討していく。

<組合からの申し入れ内容>

申第2号 2024年度準組合員（エキスパート社員）の賃金引き上げについて

別紙2参照

申第3号 2024年度準組合員（契約社員）の賃金引き上げについて

別紙3参照

<会社回答>

- ・エキスパート社員の基本賃金については、2024年4月に基本賃金を3,000円引き上げており、今回の改定は行いません。
なお、基本賃金の取り扱いとして、基本賃金額（基本賃金と同様に取り扱う手当類を含む。）が157,200円を下回る場合は157,200円とします。（短日数勤務制度適用者は127,110円とします。）
実施時期は2024年10月1日とします。
- ・契約社員の基本賃金については、パートナー社員（月給適用者）の基本賃金の改定及びサポーター社員の基本賃金の改定を別紙のとおり行う。
（別紙4参照）

<主な交渉内容>

- 組 合：今回のエキスパート社員の基本賃金の取り扱いについては、こういった考え方のもとの行うのか。
- 会 社：最低賃金相当額を下回る者が一部存在することから、基本賃金額として設定を行うが、対象者は僅少。
- 組 合：最低賃金の影響が出てこない水準にエキスパート社員の基本賃金を設定すべきでないか。一時金の係数撤廃を含めて、早急に解決すべき。
- 会 社：一時金の係数についての基本的な考え方は変わっておらず、0.4を基本

J R 四国労組ニュース

2024年8月26日（No.6／4）発行責任者／大谷 清 編集責任者／和田 庄平

とする中、直近においては、労使での交渉の結果0.6の係数が特例として設定されたものである。あるべき賃金水準については、その重要性を会社も認識しており、改めて議論を行っていく必要がある。

組 合：サポーター社員の駅勤務者については、今春 1,000 円に統一して改善されたが、今回は改善しないのか。

会 社：賃金水準については、地場との比較、競争力、定着力等を比較しながら今回の検討となっている。

<組合からの申し入れ内容・回答>

申第6号 「勤務制度等の一部改正」に対する解明要求について

〔一日平均労働時間の見直しに関する項目〕

- 1 列車乗務員及び動力車乗務員の1日平均労働時間を7時間15分に改正するに至った経緯及び目的並びにメリットとデメリットについて明らかにされたい。

回答

【経緯・目的】

当社では、長期経営ビジョン 2030 の事業運営を支える土台づくりの柱の一つとして、「生き生きと働ける職場づくり」を掲げており、だれもが働きやすく、働きがいを持って、活躍できる職場づくりを目指しており、長時間拘束勤務、泊まり勤務、夜間勤務、不規則勤務といった鉄道特有の働き方の改善を図っていく必要があると考えています。

また、乗務員に係わる勤務制度等については、複雑で分かり難く、合わせて関係するシステムも複雑化しているといった課題を抱えており、制度のシンプル化を図る必要があると考えています。

以上を踏まえ、次の2点を目的として、乗務員に係わる勤務制度等を見直しすることとしました。

<目的>

- ① 乗務員に係わる勤務制度等の見直しにより、乗務員の働きやすさや生産性向上を図ります。
- ② 複雑化している乗務員に係わる勤務制度等の見直しにより、制度のシンプル化を図るとともに、当直システム等のベンダーロックインの解消及びシステムコスト等の削減を目指します。

【メリット・デメリット】

乗務員に係わる勤務制度等の見直しに関する従業員にとってのメリット・デメリットは次のとおりになると考えています。

<メリット>

- ① 7時間35分から7時間15分への短縮については、あらかじめ作業が計画されていない時間である労働時間B分の短縮も含まれていますが、徒歩経路や作業実態の見直しにより労働時間Aを短縮しており、実質的な労働時間の短縮になります。
- ② 1日平均労働時間の短縮により、「1時間当たり賃金額（超過勤務手当等の算定基礎となる額）」が上昇します。
- ③ 労働時間Bについては、列車の遅延等に伴う時間として反映していましたが、労働時間Bの廃止に伴い列車の遅延等の時間は全て時間外労働となります。
- ④ 行路作成上必要な場合、1日平均労働時間を超えて乗務割交番設定ができるようになります。これにより行路作成上の条件が緩和され、生産性の向上等、より良い乗務割交番を設定できる可能性があります。

J R 四国労組ニュース

2024年8月26日（No.6／5）発行責任者／大谷 清 編集責任者／和田 庄平

⑤ これまで超過勤務扱いであった訓練・業研時間を所定労働時間化することで、超過勤務を削減することができます。

＜デメリット＞

① これまで超過勤務扱いであった訓練・業研時間を所定労働時間化することで、超過勤務が削減できる一方、訓練・業研時間分の超過勤務手当が減少することになります。

2 勤務制度等の一部改正により、更なる効率的な運用が求められる中、乗務員の働きやすさを追求する必要があると考えるが、今後の乗務行路作成についての考え方を明らかにされたい。加えて、会社施策にあるパターンダイヤが深度化する中で、効率的な運用を実現するための一例として、エリアを分けて乗務線区を担当する方式も有効と考えるが会社の考え方を明らかにされたい。

回答

番号1で回答したとおり、「生き生きと働ける職場づくり」を目指し、新しい制度のもと、要員数を考慮のうえ、長時間拘束勤務、泊まり勤務、夜間勤務、不規則勤務といった鉄道特有の働き方の改善を意識して、乗務行路の作成を行っていきます。

なお、働きやすい乗務行路を実現するためには、ベースとなる列車体系が重要であり、将来に向けた人口動態の変化等外部環境を見据えたうえ、ご利用状況を踏まえた列車の適正化やワンマン化の推進はもちろん、ご利用のピークとなる朝・夕通勤・通学時間帯や土休日の列車体系の在り方の検討等、効率的で持続可能な「公共交通ネットワークの四国モデル」を追求・構築していく必要があると考えています。

また、エリア別に乗務線区を分ける施策につきましては、異常時における他区所との列車持ち替えがなくなる、特急列車における長時間乗務がなくなる、長距離の線路を覚える必要がなくなる等のメリットはある一方、列車乗務が細切れになり、拘束時間の長時間化や要員増につながる懸念があることから、施策の一つとして引き続き検討を行っていきます。

3 行路作成上必要な場合は7時間15分を超え7時間35分を超えない範囲で作成できるように改正されるが、7時間15分を超えた労働時間の取扱いについて明らかにされたい。

回答

現行どおり、就業規則第95条に基づき、勤務実績による1箇月間の労働時間数がその月の基礎労働時間数を超える場合、この超える時間を時間外労働として取り扱います。そのため、1日平均労働時間が7時間15分を超えている乗務組の行路に1箇月間乗務した場合でも、必ずしも時間外労働時間が発生するわけではありません。

※別紙5：「勤務制度等一部改正に伴う訓練・業研時間の取扱いについて」

「1. 超過勤務の取扱いについて」参照

4 1日平均労働時間の見直しにより、1時間当たりの賃金額がアップするとのことであるが、どの程度アップするのか明らかにされたい。

回答

1時間当たり賃金額の増加額（平均）は以下のとおりになります。

なお、全乗務員の平均であり、個人により違いがあります。

運転士：+71 円/時間、車 掌：+55 円/時間

【参考】

※2023 年度実績に基づき試算

	7時間35分	7時間15分	差異
--	--------	--------	----

J R 四国労組ニュース

2024年8月26日（No.6／6）発行責任者／大谷 清 編集責任者／和田 庄平

運転士	1,524 円/時間	1,595 円/時間	+71 円/時間
車 掌	1,216 円/時間	1,271 円/時間	+55 円/時間

- 5 指導担当に指定されている運転士が交番担当の代務に就いた場合の勤務時間の考え方を明らかにされたい。

回答

指導担当に指定されている運転士が交番担当の代務に就いた場合の労働時間は7時間35分となります。

なお、指導担当（7時間15分）と交番担当（7時間35分）に20分の差が出来るため、差分については超勤時間として取り扱います。

- 6 乗務割の制により勤務している者が、何らかの理由（研修、運転事故、医学適正検査等）により日勤を指定された場合に適用となる労働時間を明らかにされたい。

回答

何らかの理由で日勤を指定された場合の労働時間は7時間35分となります。

- 7 勤務制度等の一部改正による要員効果を明らかにされたい。

回答

今回の勤務制度等の一部改正については、基本的に要員への影響はありません。

- 8 要員が逼迫している中で超勤が増えたのでは業務負担増と考えるが、今後の列車本数について見通しを明らかにされたい。

回答

将来に向けた人口動態の変化等、外部環境を見据えたうえ、ご利用状況を踏まえた列車の適正化やワンマン化の推進はもちろん、ご利用のピークとなる朝・夕通勤・通学時間帯や土休日の列車体系の在り方の検討等、効率的で持続可能な「公共交通ネットワークの四国モデル」を追求・構築していく必要があると考えています。

なお、先般お知らせしたとおり、2024年9月一部ダイヤ改正において、今後も安全・安定輸送を持続的なものとしていくため、ご利用状況及び乗務員需給を踏まえたうえ、列車の適正化やワンマン化を実施します。

〔労働時間A及び労働時間Bの見直しに関する項目〕

- 1 労働時間Bが廃止されることにより、終着駅における列車遅延は時間外労働となるが、その集計方はどのように考えているのか明らかにするとともに、集計作業が煩雑にならないようにされたい。

回答

労働時間Bについては、列車の遅延等に伴う時間として反映していましたが、労働時間Bの廃止に伴い列車の遅延等の時間は全て時間外労働となります。

集計作業方については、現行どおり乗務成績報告書等により乗務員から報告された終着駅の遅れ時分を確認し、当直システムの「出務及び旅行命令書」へ入力することになります。

- 2 労働時間管理を特定4週単位から1ヵ月単位に見直しを図られたい。

J R 四国労組ニュース

2024年8月26日（No.6／7）発行責任者／大谷 清 編集責任者／和田 庄平

回答

直ちに見直しを行う考えはありませんが、労働時間管理の方法の一つであると認識しています。

〔準備時間及び折返し時間の見直しに関する項目〕

1 折返し時間の見直しによって列車看視の考え方を見直すのか明らかにされたい。

回答

今回、準備時間及び折返し時間の見直しを行いました。が、看視時間について見直しは行いません。

但し、列車看視に近いところでは、車掌における列車状態確認等の時間の見直しを行っており、列車種別（特急・マリン・普通）に関係なく、現場出場（ホーム出場）時刻を発車時刻の10分前に統一します。

2 列車乗務員のホーム出場時間の統一が図られ、どの列車に乗務する際も発車10分前出場となるが、優等列車においては発車10分前まで旅客案内が行われずサービスの低下につながると想定されるが考え方を明らかにされたい。

回答

駅係員による案内や駅設備（電光掲示板等）による情報提供、車内における自動放送や案内ステッカー、車内電光掲示板等によりお客様が必要とされる情報は基本的に提供されており、発車10分前出場となっても大きなサービスの低下にはつながらないと考えています。

3 運転士車掌の相互確認について乗務員執務要領に定めがあるが、ホーム出場時間の見直しにより齟齬が生じると想定されるが考え方を明らかにされたい。

回答

運転士・車掌の相互確認の時期については、乗務員執務要領のとおり、列車種別に関係なく出発時刻の10分前、または乗継となる列車は到着時刻の5分前となっており、ホーム出場時間の見直しにより齟齬が生じることはありません。

なお、当然ながら勤務制度等の一部改正に合わせ、現場出場（ホーム出場）時刻等、乗務員執務要領等の関係規程の改正を行います。

4 今回見直しが図られる準備時間に該当する項目を明らかにされたい。また、準備時間短縮にあたり具体的な変更点を示されたい。

回答

今回、準備時間のうち、主に以下項目について見直しを行います。

① 徒歩時間の見直し

現行	駅ごとに最遠の徒歩距離から徒歩時間を設定
改正	箇所ごとに徒歩距離の加重平均から平均徒歩時分を算出し、最も平均時間の長い箇所の時間で統一

【参考】

※ 徒歩距離の加重平均 = $\frac{(\text{駅} \cdot \text{作業区分ごとの徒歩距離} \times \text{実施回数}) \text{の総和}}{(\text{全駅} \cdot \text{作業区分の作業実施回数の和})}$

② 作業内容・時間の見直し

- ・アルコール検知器の使用等、現行考慮されていない時間の追加
- ・ノリホのデジタル化、運転成績報告書の簡素化（見直し予定）等を踏まえ、必要

J R 四国労組ニュース

2024年8月26日（No.6／8）発行責任者／大谷 清 編集責任者／和田 庄平

時分を再査定

- ・車掌のホーム出場時間を全ての列車で「出発時刻の10分前」に統一

【参考】

※運転成績報告書の簡素化（見直し予定）

（案）車両番号、無線機番号、ノリホ、途中駅での遅延状況等の記載を省略し、
基本、終着駅での遅延時分のみの報告

③準備・折返し時間の切上げ方の見直し

現行	5分単位の切上げ
改正	1分単位の切上げ

〔乗務員訓練及び業務研究会に関する項目〕

1 訓練及び業研時間が所定の労働時間となるが、どのような仕組みにおいて所定労働時間とするのか明らかにされたい。

回答 別紙6：「勤務制度等一部改正に伴う訓練・業研時間の取扱いについて」
「2. 訓練・業研時間の取扱いについて」参照

2 交番担当を指定されている運転士が訓練を受講する場合の労働時間について明らかにされたい。

回答

交番担当（車補当直・構内運転士含む）については、乗務割の制により勤務する者に該当しないため、現行どおり超過勤務として取扱います。

なお、指導・交番業務の両方を担当している宇和島運転区指導・交番担当については、乗務割の制により勤務する者として取扱います。

3 訓練及び業研に要する時間が所定の労働時間となるが、受講日の指定方について明らかにするとともに、訓練及び業研開始時刻までの待機時間の取扱いについて明らかにされたい。

回答

訓練・業研の受講日時については、勤務発表となる前月25日に指定します。

なお、訓練・業研開始時刻までの待機時間の取扱いについては、現行どおりとし、勤務時間には該当しません。

4 列車遅延等によりあらかじめ指定された訓練及び業研が受講できなかった場合の取扱いについて明らかにされたい。

回答

予め指定された訓練・業研時間を変更することは基本的に認めませんが、やむを得ない事情等、箇所長が必要と認めた場合は、日時を変更することができます

5 訓練及び業研を受講した日が祝日の場合には祝日勤務手当の支払い対象となるのか明らかにされたい。

回答

賃金規程第115条の定めのとおり、祝日勤務手当の対象となります。

6 訓練及び業研期間中に何らかの要因（日勤行路が続いている、年休を取得等）でや

J R 四国労組ニュース

2024年8月26日（No.6／9終）発行責任者／大谷 清 編集責任者／和田 庄平

むを得ず受講できなかった場合の取扱いについて明らかにされたい。また、訓練や業研を受講した日は、連続勤務に該当するのか明らかにされたい。

回答

やむを得ない事情等、箇所長が必要と認めた場合は、日時を変更することができます。

なお、訓練・業研の日時を変更する場合、他日の乗務前後を基本としますが、やむを得ず休日に訓練・業研を受講する場合については、超過勤務扱いとするとともに連続勤務に該当することになります。

7 休職からの復職者など、訓練をまとめて受講する場合の労働時間の取扱いについて明らかにされたい。

回答

休職期間等の状況によりますが、日勤を指定のうえ、訓練・業研をまとめて受講する場合は勤務時間内での受講になります。

一方、日勤を指定する程ではなく、乗務前後にて訓練・業研を追加受講する場合は、月間労働時間「基礎労働時間算定」として積算されます。

8 動力車乗務員の訓練は労働時間に反映されるが、在宅休養時間の考え方を明らかにされたい。

回答

在宅休養時間については、乗務労働に伴う肉体的・精神的な疲労や緊張感の除去を目的として確保する時間であり、訓練・業研は乗務労働には該当しないことから、これまでと同様、訓練時間は在宅休養時間に影響を及ぼさない労働時間として取り扱います。

9 行路途中に訓練及び業研が受講できるのか明らかにされたい。

回答

予め指定した時間以外の訓練・業研の受講は、これまでどおり基本的に認めません。なお、行路途中にて訓練・業研を指定する考えはありません。

<主な交渉内容>

組 合：準備時間について「徒歩距離が特に長い箇所については別途指定」とあるが、具体的にどこを想定しているか。

会 社：新松山駅（留置線、下り入出区線）と高知駅（下り引上げ線）への入出場については、他の場所より徒歩距離が特に長い場合、5分加算する。

交渉終了後、業務対策委員会を開催し検討した結果、「準組合員の賃金引き上げ」については、一部であるが改善が図られたことから、本日17時に妥結した。

また、「総合労働協約改訂等」については、引き続き交渉を強化することを確認した。

以上

J R四国労組申第 1 号
2 0 2 4 年 8 月 8 日

四国旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 四之宮 和幸 殿

四国旅客鉄道労働組合
執行委員長 大谷 清

総合労働協約改訂等についての申し入れ

J R四国労組は「長期経営ビジョン 2 0 3 0」の達成に向け、労使一丸となって支援策の最大限の活用と経営自立にむけた各種施策を推進するとともに、労働組合の立場からも「ユニオンビジョン 2 0 2 3 私たちが考える『持続可能な J R四国グループをつくる人財確保』」を提起し、組合員にとって明るい将来展望を切り拓くべく取り組んできた。J R四国グループが社会的使命を果たし続けるためには、組合員のモチベーション維持・高揚を図る必要があり、「労使共同宣言」の理念に基づいた健全な労使関係のもと、組合員が将来に向けて高い意欲を持って働き続けられるため、労働時間の短縮をはじめとする制度改善に向けた取り組みは必要不可欠である。

よって、総合労働協約改訂等について下記のとおり申し入れるので、誠意ある回答をされたい。

記

【労使間の取り扱いに関する協約】

- 1 第 9 条（専従者の選任）第 2 項を次のとおり改正されたい。（下線部分修正）
前項に定める組合業務専従者（以下「専従者」という。）の数は、毎年 9 月 1 日現在の当該労働組合の社員である組合員数を基礎に組合と会社が協議し決定する。
- 2 第 1 7 条（掲示内容）第 1 項の「政治活動を目的とし」を削除されたい。

【労働条件に関する協約】

〔人事関係〕

- 1 第 2 0 条（休職事由）に、資格取得等を目的とした自己啓発や家庭事情などに柔軟に対応できる休職制度を新設されたい。
- 2 第 5 2 条（定年）第 2 項の退職日は、定年に達する月の属する年度末とされたい。
- 3 高年齢者雇用安定法（7 0 歳就業法）への対応方を明らかにするとともに、定年年齢を 6 5 歳まで引き上げるなど、社会環境や社会情勢の変化に応じた勤務制度を整備されたい。
- 4 優秀な人材確保を行う上で地域に根ざした人材の確保（エリア採用）や、入社後の希望勤務エリアを選択できる多様な採用・勤務形態を構築し、組合員が入社から定年退職まで安心して働き続けられる制度とされたい。
- 5 組合員が向上心を持って能力を最大限発揮できるようキャリア転換制度の拡充や、社内 F A 制度等を創設されたい。
- 6 J R四国グループ全体の労働力を確保するため、労働時間管理の徹底を前提としたうえで、休日等を活かして他の職場やグループ会社において業務を行うことができる制度を創設されたい。

〔勤務関係〕

- 7 労働時間短縮についての実施計画を明らかにされたい。
- 8 1日平均労働時間を短縮されたい。
- 9 列車乗務員及び動力車乗務員における行路拘束時間を短縮されたい。
- 10 年間総労働時間のさらなる短縮に向け、年間休日数を増やされたい。
- 11 36協定における時間外労働時間を抑制・平準化させるとともに、月45時間以上を超えた場合の割増率を増額されたい。
- 12 組合員の多様な働き方を実現するため、在宅勤務制度の対象範囲を拡大し利用回数の上限を緩和するとともに、フレックスタイム制度を導入されたい。
- 13 昇職・昇格試験の二次試験受験は勤務とされたい。
- 14 育児短時間勤務制度の適用勤務種別を拡大されたい。
- 15 年次有給休暇の採用時の付与日数を増付与し、総日数20日までの到達期間を短縮するとともに、サポート休暇の付与日数を増付与されたい。
- 16 半休制度の適用勤務種別を拡大させるとともに、半休制度が適用されない職種に従事する者には有給休暇を増付与するなど、職種間による不公平感を緩和されたい。
- 17 年次有給休暇が時間単位で取得できる制度を新設されたい。
- 18 保存休暇の適用範囲を次の通り改善されたい。
 - (1) 私傷病による場合は、入院の有無に関係なく欠勤初日から必要な日
なお、その場合の事由証明に必要な書類に「医療機関の領収書、処方箋の写し」を追加されたい。
 - (2) 人間ドック・定期健康診断で再検査となった場合、検査受診するための必要な日
 - (3) 中学校就学の始期に達するまでの子の学校行事等に出席する場合の必要な日
 - (4) SASに関わる検査・診察・治療等にかかる必要な日
- 19 次の各項目を有給休暇とされたい。
 - (1) 厚生労働省、医師などの指導により、隔離の状態となった場合
 - (2) 配偶者の出産又は出産に伴う入退院等に付き添う場合
 - (3) 不妊治療を受ける場合及び配偶者の不妊治療に付き添う場合に要する日
 - (4) 国及び公共団体等が行うボランティア活動や地域社会貢献（消防団や自治会等）に従事する場合
 - (5) 看護休暇及び介護休暇
 - (6) 国・自治体等が実施するワクチン接種に要する日、及びその副反応による健康被害が生じた日
 - (7) 勤続10年が経過する毎にリフレッシュのための有給休暇が取得できる制度を新設されたい。
 - (8) 組合員個人の記念日に有給休暇が取得できるアニバーサリー休暇制度を新設されたい。
 - (9) 夏季休暇を新設されたい。
- 20 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等に感染し出勤することが困難な場合の休暇制度を新設されたい。
- 21 第86条第1項第2号「忌引による場合」の日数を次のとおり改善されたい。
 - (1) 姻族一親等直系尊属（父母）の葬祭執行において喪主となる場合は7日
 - (2) 姻族二親等直系尊属（祖父母）3日
- 22 組合員が休職を取得しやすい職場環境づくりに努めるとともに、休職から復職する組合員が不安なく早期に職場復帰できる支援体制を拡充されたい。

〔賃金関係〕

- 23 第151条（基本給）55歳以上の基本給支給率を改善するとともに、その適用は55歳に達する年の、翌年度からとされたい。あわせて、65歳定年制度導入を見据えた新たな人事賃金制度の構築に向けた検討を行われたい。
- 24 多様な採用形態に対応し、優秀な人材を確保する観点から新たな賃金制度を構築されたい。
- 25 扶養手当を増額するとともに、第168条（扶養手当の範囲）第7号「重度心身障害者」の下線部分を削除されたい。
- 26 単身赴任手当を増額されたい。
- 27 第171条（通勤手当支払条件及び範囲）において、自転車等を利用して通勤する場合の一利用区間の距離「2km以上」を緩和するとともに、支払額を見直しされたい。
- 28 職務手当・技能手当・業務手当の拡充及び資格別点数表による資格等を有する者の対象職種や対象資格等支払基準等の拡大、並びに支払額を改善するとともに、業務上必要な資格にかかる取得費用及び更新費用を会社負担とされたい。（各種技術指導や工事監督、指令業務、信号扱い業務、見習いを付けて教育をする者、軌陸車等の特殊作業車運転業務、大型車以外の長時間運転業務、企画・管理業務、2級土木施工管理技士や2級建築士、動力車乗務員のDC・EC複数免許所持者等）
- 29 職務手当と技能手当の併給不可を改善されたい。
- 30 乗務員手当（深夜額・時間加給（ワンマン含）・キロ加給）及び教導手当を増額されたい。
- 31 動物死体処理報労金の支給対象を緩和し、列車運行に支障を及ぼす恐れがある位置に死体が存在する場合は中型及び小型動物も支給対象とされたい。
- 32 夜間特殊業務手当と交代制等勤務手当の併給不可を改善するとともに、連続した夜間作業に従事する者の交代制等勤務手当を増額されたい。
- 33 緊急呼出手当の支払い範囲に、「大地震発生時の行動に従い出社した場合」を含めるとともに、緊急呼び出し時の労働時間は、呼び出し時間（指示を受けた時間）からとされたい。
- 34 第224条第1項に定める、超過勤務手当、夜勤手当及び祝日勤務手当を計算する場合の1時間当たり単価を次のとおり改正されたい。
- | | | |
|-----|-----|----------|
| (1) | B単価 | 100分の150 |
| (2) | C単価 | 100分の50 |
| (3) | F単価 | 100分の200 |
- 35 出向特別手当を増額されたい。
- 36 第2基本給をはじめ、退職手当制度の見直しを図られたい。
- 37 退職手当支給に対する勤続期間に育児休職及び介護休職期間を含められたい。
- 38 通常列車を利用して通勤している者が、災害等により列車通勤が困難になり「自転車等」を利用して通勤した場合、燃料費等の実費を補償されたい。

〔安全及び衛生関係〕

- 39 定期健康診断受診は前期・後期とも勤務時間とされたい。
- 40 SASに係わる検査・診察など、受診に要する日は勤務とし、治療中に要する費用（治療器具レンタル代、月約5,000円・保険適用）は会社負担とされたい。
- 41 人間ドック受診対象年齢を引き下げるとともに、脳ドック等のオプション検診について補助をされたい。

〔福利・厚生関係〕

- 42 女性組合員が働きやすいよう、女性用設備の整備及び拡充を図るとともに、女性組合員が在籍する職場には女性管理者（フォアマン）を配置されたい。

- 43 接客業務従事者（駅・列車乗務員、動力車乗務員）に、接客用長袖ワイシャツを貸与されたい。また、新規配属者に対する制服貸与枚数（特に盛夏衣）を増貸与されたい。
- 44 社宅退去時の修繕費用を廃止されたい。
- 45 住宅補給金（持家・賃貸）を増額されたい。
- 46 組合員が転勤により賃貸物件の契約を解除する際、契約期間によって発生する違約金を会社負担とされたい。
- 47 通勤における特急列車の乗車特認について、承認範囲及び特例条件をさらに緩和し、希望する者に対して特急列車の乗車特認を適用されたい。
- 48 購入券を増付与するとともに、しこくスマートえきちゃんからも購入できるようにされたい。
- 49 単身赴任者が帰省する場合には、費用負担軽減のため自由席特急券代用証を交付されたい。
- 50 帰省等補給金の支給対象を緩和し、帰省先が勤務箇所の県外となる場合は支給されたい。
- 51 インフルエンザ予防接種費用補助の増額及び家族への対象拡大や各地区における接種機会を拡大するとともに、新型コロナワクチン接種にも補助を適用されたい。
- 52 社員間のコミュニケーション活性化に向けた補助制度を新設されたい。
- 53 組合員の治療と仕事の両立支援に向けた制度を構築されたい。
- 54 奨学金返済にかかる組合員の心理的・経済的負担軽減のため、奨学金返還支援制度を新設されたい。

【準組合員（エキスパート社員）の労働条件に関する協約】

〔勤務関係〕

- 1 1日平均労働時間を短縮されたい。
- 2 列車乗務員及び動力車乗務員における行路拘束時間を短縮されたい。
- 3 年間総労働時間のさらなる短縮に向け、年間休日数を増やされたい。
- 4 短日数勤務制度の適用職種を拡大されたい。
- 5 列車乗務員にエキスパート社員向け行路及び交番を新設されたい。
- 6 準組合員の多様な働き方を実現するため、在宅勤務制度の対象範囲を拡大し利用回数の上限を緩和するとともに、フレックスタイム制度を導入されたい。
- 7 半休制度の適用勤務種別を拡大させるとともに、半休制度が適用されない職種に従事する者には有給休暇を増付与するなど、職種間による不公平感を緩和されたい。
- 8 年次有給休暇が時間単位で取得できる制度を新設されたい。
- 9 保存休暇の使用範囲を、組合員要求項目に準じ拡大されたい。
- 10 有給休暇の対象項目を組合員と同様にされたい。

〔賃金関係〕

- 11 通勤手当支払条件及び範囲において、自転車等を利用して通勤する場合の一利用区間の距離「2km以上」を緩和するとともに、支払額を見直しされたい。
- 12 職務手当・技能手当・業務手当の拡充及び資格別点数表による資格等を有する者の対象職種や対象資格等支払基準等の拡大、並びに支払額を改善するとともに、業務上必要な資格にかかる取得費用及び更新費用を会社負担とされたい。（各種技術指導や工事監督、指令業務、信号扱い業務、見習いを付けて教育をする者、軌陸車等の特殊作業車運転業務、大型車以外の長時間運転業務、企画・管理業務、2級土木施工管理技士や2級建築士、動力車乗務員のDC・EC複数免許所持者等）
- 13 職務手当と技能手当の併給不可を改善されたい。
- 14 乗務員手当（深夜額・時間加給（ワンマン含）・キロ加給）及び教導手当を増額されたい。

- 15 夜間特殊業務手当と交代制等勤務手当の併給不可を改善するとともに、連続した夜間作業に従事する者の交代制等勤務手当を増額されたい。
- 16 緊急呼出手当の支払い範囲に、「大地震発生時の行動に従い出社した場合」を含めるとともに、手当緊急呼び出し時の労働時間は、呼び出し時間（指示を受けた時間）からとされたい。
- 17 超過勤務手当、夜勤手当及び祝日勤務手当を計算する場合の1時間当たり単価を次のとおり改正されたい。
 - (1) B単価 100分の150
 - (2) C単価 100分の50
 - (3) F単価 100分の200
- 18 第99条の6に定める期末一時金の係数（0.4）を撤廃されたい。
- 19 住宅補助金及び扶養手当を支払われたい。あわせて期末一時金は、扶養手当を加えた金額を基礎額として基準額を算定されたい。
- 20 慰労金を増額するとともに、雇用期間に応じた慰労金を支給するよう改善されたい。
- 21 通常列車を利用して通勤している者が、災害等により列車通勤が困難になり「自転車等」を利用して通勤した場合、燃料費等の実費を補償されたい。

〔安全及び衛生関係〕

- 22 定期健康診断受診は前期・後期とも勤務時間とされたい。
- 23 SASに係わる検査・診察など、受診に要する日は勤務とし、治療中に要する費用（治療器具レンタル代、月約5,000円・保険適用）は会社負担とされたい。

〔福利・厚生関係〕

- 24 接客業務従事者（駅・列車乗務員、動力車乗務員）に、接客用長袖ワイシャツを貸与されたい。
- 25 通勤における特急列車の乗車特認について、承認範囲及び特例条件をさらに緩和し、希望する者に対して特急列車の乗車特認を適用されたい。
- 26 インフルエンザ予防接種費用補助の増額及び家族への対象拡大や各地区においての接種機会を拡大するとともに、新型コロナワクチン接種にも適用されたい。
- 27 準組合員の治療と仕事の両立支援に向けた制度を構築されたい。

【準組合員（契約社員）の労働条件に関する協約】

〔勤務関係〕

- 1 1日平均労働時間を短縮されたい。
- 2 列車乗務員及び動力車乗務員における行路拘束時間を短縮されたい。
- 3 年次有給休暇及びサポート休暇の取り扱いを組合員と同様にされたい。
- 4 有給休暇の対象項目を組合員と同様にされたい。
- 5 契約社員に見習い教育手当を新設されたい。
- 6 準組合員が休職から復職する際、不安なく早期に職場復帰できる支援体制を拡充されたい。

〔賃金関係〕

- 7 通勤手当支払条件及び範囲において、自転車等を利用して通勤する場合の一利用区間の距離「2km以上」を緩和するとともに、支払額を見直しされたい。
- 8 緊急呼出手当の支払い範囲に、「大地震発生時の行動に従い出社した場合」を含めるとともに、手当緊急呼び出し時の労働時間は、呼び出し時間（指示を受けた時間）からとされたい。

9 超過勤務手当、夜勤手当及び祝日勤務手当を計算する場合の１時間当たり単価を次のとおり改正されたい。

(1) B単価 １００分の１５０

(2) C単価 １００分の ５０

(3) F単価 １００分の２００

10 無期雇用契約に転換した準組合員の退職金（慰労金）制度を新設されたい。

11 通常列車を利用して通勤している者が、災害等により列車通勤が困難になり「自転車等」を利用して通勤した場合、燃料費等の実費を補償されたい。

〔安全及び衛生関係〕

12 定期健康診断受診は前期・後期とも勤務時間とされたい。

〔福利・厚生関係〕

13 女性組合員が働きやすいよう、女性用設備の整備及び拡充を図るとともに、女性組合員が在籍する職場には女性管理者（フォアマン）を配置されたい。

14 会社寮に入居できず、借り上げ住戸に入居する者に対する支援措置を拡充されたい。

15 無期雇用契約の準組合員（契約社員）は、財形貯蓄及び確定拠出年金制度の対象とされたい。

16 インフルエンザ予防接種費用補助の増額及び家族への対象拡大や各地区における接種機会を拡大するとともに、新型コロナワクチン接種にも適用されたい。

17 準組合員の治療と仕事の両立支援に向けた制度を構築されたい。

以 上

J R 四国労組申第 2 号
2 0 2 4 年 8 月 8 日

四国旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 四之宮 和幸 殿

四国旅客鉄道労働組合
執行委員長 大谷 清

2 0 2 4 年度準組合員（エキスパート社員）の賃金引き上げについて

J R 四国労組は、厳しい経営環境を認識しつつも、日々「安全・安定輸送の継続」と収入確保に取り組んでいる準組合員の努力に報いるため、また可処分所得の目減りに歯止めをかけるべく「賃金の引き上げ」は重要であると認識しています。

よって、2 0 2 4 年 1 0 月 1 日以降の準組合員（エキスパート社員）の賃金引き上げについて、下記のとおり申し入れます。

記

- 1 賃金引き上げについて
エキスパート社員の基本賃金を、一人当たり 5 % の原資をもって引き上げられたい。
- 2 実施日
2 0 2 4 年 1 0 月 1 日とされたい。

以 上

J R四国労組申第3号
2024年8月8日

四国旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 四之宮 和幸 殿

四国旅客鉄道労働組合
執行委員長 大谷 清

2024年度（契約社員）の賃金引き上げについて

2024年度準組合員（契約社員）の賃金引き上げについて、下記のとおり申し入れます。

記

1 賃金引き上げについて

- (1) 契約社員（月給・日給適用者）の契約基本賃金を、一人当たり5%の原資をもって引き上げられたい。
- (2) 契約社員（時給適用者）の時間給額を、一人当たり90円引き上げられたい。

2 実施日

2024年10月1日とされたい。

以 上

2024 年度の契約社員基本賃金の改定について

2024 年 8 月

J R 四 国

標題については以下のとおりとする。

1 パートナー社員の基本賃金の改定

基本賃金を次表のとおり改める。

職種等	現行		改定		増加額
	基本賃金	号俸	基本賃金	号俸	
事務職等	151,150 円	34	157,200 円	45	6,050 円
販売センター	152,800 円	37	158,850 円	48	6,050 円
ワープ支店等（四国）	152,800 円	37	158,850 円	48	6,050 円
ワープ支店等（大阪）	177,550 円	82	183,600 円	93	6,050 円
駅勤務者（事務）	151,150 円	34	157,200 円	45	6,050 円
列車乗務員	159,400 円	49	165,450 円	60	6,050 円
動力車乗務員	167,650 円	64	173,700 円	75	6,050 円
アテンダント	157,200 円	45	163,250 円	56	6,050 円
客室乗務員	152,800 円	37	158,850 円	48	6,050 円

2 サポーター社員の基本賃金の改定

基本賃金を次表のとおり改める。

職種等	基本賃金		増加額
	現行	改定	
アテンダント	990 円	1,030 円	40 円
事務職等	940 円	980 円	40 円

3 実施時期

2024 年 10 月 1 日から実施する。

4 その他

契約基本賃金の改定に伴い採用時の契約基本賃金を改定するとともに、該当職種等に属する現行の契約社員についても、増加額を契約基本賃金に上積みするものとする。

なお、1 に示す職種以外のパートナー社員（月給適用者）及び 2 に示す職種以外のサポーター社員（時給適用者）については、今年度の契約基本賃金の改定は行わない。

以 上

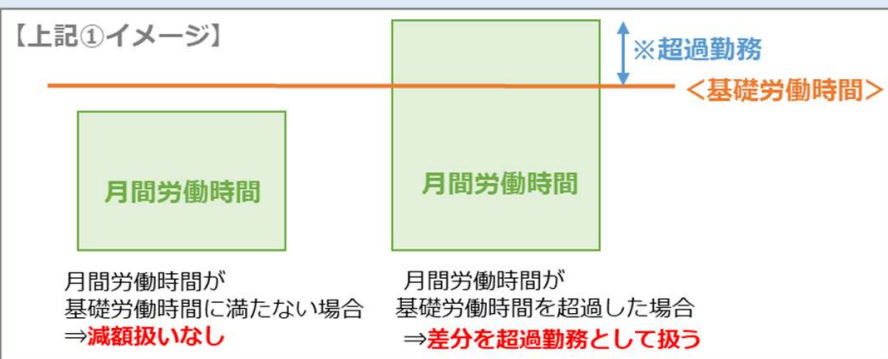
1. 超過勤務の取扱いについて

乗務員の超過勤務に対する取扱いは以下2項目の取扱いとしている。

- ①勤務実績による1箇月間の労働時間数(以下②に定める時間外労働の時間を除く。)がその月の**基礎労働時間**を超える場合、その超える時間を時間外労働として取り扱う。(下図参照)

【基礎労働時間】

その月の現日数から公休日及び特別休日等を控除した残日数(月間基礎労働日数)に7時間35分(改正後:7時間15分)を乗じて得たもの。



- ②列車の遅延等(休日等における臨時の勤務を含む。)により、あらかじめ定められた勤務の労働時間を超えた場合には、その超えた時間数を前項の取扱いとは別に時間外労働として取り扱う。

※「あらかじめ定められた勤務」:所定の勤務に就いた場合はその勤務、勤務開始前に勤務変更した場合は変更後の勤務、勤務開始後に変更された場合は変更前の勤務をいう。

臨時勤務、列車遅延、医学適性検査、運転適性検査、運転区所の諸行事等への参加については②に該当する。

※現行、訓練・業研については②に該当

【就業規則 第7章 第9節 第3款 第95条(時間外労働)】

勤務実績による1箇月間の労働時間数(次項に定める時間外労働の時間を除く。)がその月の基礎労働時間を超える場合は、その超える時間を時間外労働として取り扱う。

この場合、1箇月間の基礎労働日数は、その月の現日数から次の各号の1に該当する日数を控除した残日数(月間基礎労働日数)に7時間35分を乗じて得たものとする。

ただし、その月のうちに遅刻又は早退等により賃金減額の対象となる時間がある者については、その得た時間数から更に減額すべき時間数を減じた時間とする。

- (1) 公休日及び特別休日
- (2) 年休及び有給休暇の日(一部時間の休暇の場合を除く。)
- (3) 賃金の減額を受けた日(一部時間の欠勤の場合を除く。)
- (4) 乗務員勤務以外の勤務に終日就いた日

(注)「その月の現日数」の取扱いについては、行路が月またがりの場合は、翌月にまたがった日数は当月分とする。

- 2 列車の遅延等(休日等における臨時の勤務を含む。)により、あらかじめ定められた勤務の労働時間を超えた場合には、その超えた時間数を前項の取扱いとは別に時間外労働として取り扱う。

(注)「あらかじめ定められた勤務」とは、所定の勤務に就いた場合はその勤務、勤務開始前に勤務変更した場合は変更後の勤務、勤務開始後に変更された場合は変更前の勤務をいう。

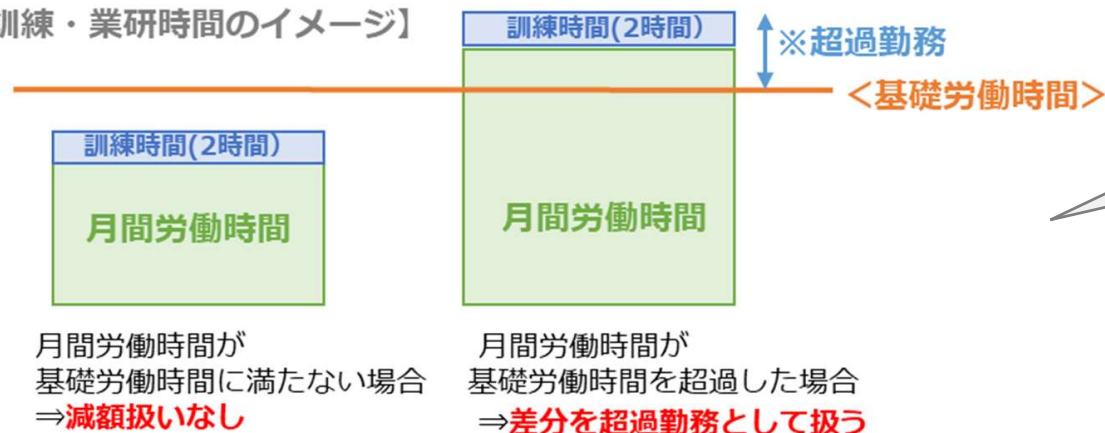
2. 訓練・業研時間の取扱いについて

「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」に基づき「教育及び訓練に関する実施要領【運転編】」に定める以下教育時間が対象となる。

運転士：乗務員訓練 2 時間/月、現車訓練 2 時間/年 車掌：業務研究会 1 時間/月（隔月 2 時間も可）、現車訓練 1 時間/年

今回の制度改正により、訓練・業研時間は1-②の超過勤務の取扱いではなく、1-①の月間労働時間に含まれることとなる。
なお、基礎労働時間を超えた時間はその差分を時間外労働として取り扱う。

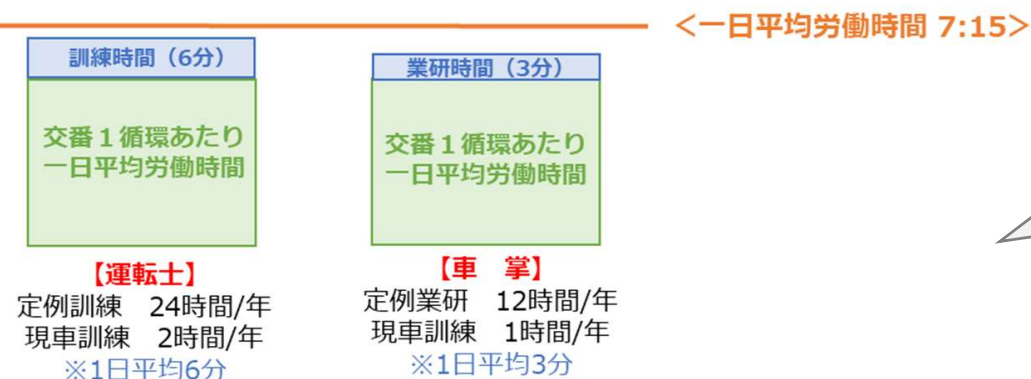
【訓練・業研時間のイメージ】



※現車訓練がある月は、
訓練・業研時間に加算する

【参 考】訓練（業研）時間を一日平均労働時間当たりに換算すると交番1循環あたり**運転士6分程度、車掌3分程度加算**されることになる。

【一日平均労働時間当たりの訓練・業研時間】



【列車乗務員及び動力車乗務員の交番作成について】

乗務割交番は、1 循環を 4 週間以内で作成し、労働時間が 1 循環を平均して 1 日当たり **7 時間15 分** となるように作成する。ただし、行路作成上必要な場合は、7 時間15 分を超えて作成することができる。なお、その場合は 7 時間35 分を超えないこととする。